

平成30年11月15日

官報公告料金改定のお知らせ

横浜地方裁判所第3民事部

裁判所公告の官報掲載料金が、平成31年4月1日の官報掲載分から別紙のとおり改定されます。

つきましては、下記の時期以降の申立事件（以下「新料金対象事件」という）については、新料金合計額を官報公告料として予納してください。

なお、管内支部における新料金対象事件の開始時期は、各支部に御確認ください。

おって、新料金対象事件より前に申し立てられた事件についても、複数回行う官報掲載の一部が新料金の適用時期にまたがると考えられるものについては、申立時等に裁判所から現行料金と異なる予納金額を個別にお知らせしたり、保管金の追納をお願いすることがありますので、裁判所から交付する保管金提出書に記載された金額を十分御確認の上、保管金を納付してください（例えば、合計金額が現行料金と新料金の組み合わせとなる場合等です。）。

記

- 1 個人再生事件（小規模（再イ）、給与所得者等（再ロ）とも同額）
平成31年2月1日受付以降の申立事件について 1万3,496円
- 2 管財事件（フ）
平成31年3月1日受付以降の申立事件について 法人1万4,516円、
個人1万5,217円
- 3 同廃事件（フ）
平成31年3月1日受付以降の申立事件について 1万1,644円

(別紙)

1 小規模個人再生(再イ)

	現在の予納金額	新料金の予納金額
再生手続開始決定	4,299 円	4,729 円
付議決定	3,670 円	4,038 円
認可決定	4,299 円	4,729 円
合 計	12,268 円	13,496 円

2 給与所得者等(再ロ)

	現在の予納金額	新料金の予納金額
再生手続開始決定	4,299 円	4,729 円
意見聴取決定	4,299 円	4,729 円
認可決定	3,670 円	4,038 円
合 計	12,268 円	13,496 円

3 管財事件(フ)法人

	現在の予納金額	新料金の予納金額
破産手続開始決定	9,535 円	10,488 円
破産手続廃止決定・同 終結決定	3,662 円	4,028 円
合 計	13,197 円	14,516 円

4 管財事件（フ）個人

	現在の予納金額	新料金の予納金額
破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間	9,535 円	10,488 円
破産手続終結及び免責許可決定，同廃止及び免責許可決定	4,299 円	4,729 円
合 計	13,834 円	15,217 円

5 同廃事件（フ）

	現在の予納金額	新料金の予納金額
破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間	7,231 円	7,955 円
免責許可決定	3,353 円	3,689 円
合 計	10,584 円	11,644 円